

第114期 定時株主総会 招 集 ご 通 知

日 時

2020年6月19日（金曜日）

午前10時

場 所

名古屋市中区栄三丁目33番13号

当行本店 8 階大会議室

昨年より、株主総会へご出席くださる株主さまとご出席がむずかしい株主さまの公平性を勘案し、株主総会ご出席の株主さまへのお土産の配布を取り止めさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

<ご来場自粛のお願い>

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットによって議決権を行使していただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますよう、お願い申し上げます。（行使方法につきましては、招集ご通知5頁および6頁をご参照ください。）

なお、当日、株主総会会場においては、感染拡大防止のため座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当行ホームページ(<https://www.chukyo-bank.co.jp/>)にてお知らせ申し上げます。

目 次

招集ご通知	1
事業報告	7
計算書類	23
監査報告	27
参考書類	32

株 主 各 位

名古屋市中区栄三丁目33番13号

株式会社 **中京銀行**

取締役頭取 永 井 涼

第114期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第114期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当行の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2020年6月18日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、当日のご出席をお控えいただき書面またはインターネットによって事前の議決権行使をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月19日（金曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区栄三丁目33番13号
当行本店 8 階大会議室
3. 株主総会の目的事項
 - 報 告 事 項
 1. 第114期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
 2. 第114期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役10名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2020年6月18日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

当行指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載されたログイン用QRコードまたは「ログインID」、「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って2020年6月18日（木曜日）午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

(3) 重複行使の取扱い

議決権行使書用紙とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な議決権行使として取扱わせていただきます。また、インターネットにより複数回の議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人により議決権を行使される場合は、当行の議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

◎議決権の不統一行使を行う株主さまは、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に提供すべき書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当行ウェブサイト（アドレス <https://www.chukyo-bank.co.jp/ir/meeting/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

監査役が監査した事業報告、計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、計算書類および連結計算書類のほか、上記①から③までの事項となります。

会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の計算書類および連結計算書類のほか、上記②および③の事項となります。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当行ウェブサイト（<https://www.chukyo-bank.co.jp/ir/meeting/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

〈新型コロナウイルスに関するお知らせ〉

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、当日のご出席をお控えいただき書面またはインターネットによって事前の議決権行使をお願い申しあげます。

株主総会にご出席される株主のみなさまにおかれましては、株主総会開催時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申しあげます。なお、株主総会会場において、役員および運営スタッフがマスク着用をさせていただくほか、感染拡大防止のための必要な対応（株主さまの座席の間隔を確保するため入場者を制限して入場をお断りする場合があること、発熱や咳などの症状を有する株主さまに対して入場をお断りすることや退場を命じること、株主総会の時間を短縮すること等）を講じることがありますことをご理解くださいますようお願い申しあげます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当行ホームページ（<https://www.chukyo-bank.co.jp/>）にてお知らせ申しあげます。



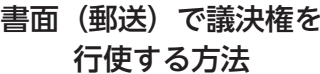
株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

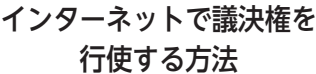
2020年6月19日（金曜日）
午前10時



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年6月18日（木曜日）
午後5時30分到着分まで



次ページの案内に従って、議案の賛否
をご入力ください。

行使期限

2020年6月18日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

⇒こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

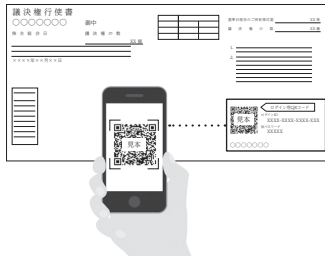
- 全員賛成の場合 ≫ **「賛」** の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ **「否」** の欄に○印
- 一部の候補者に
 反対する場合 ≫ **「賛」** の欄に○印をし、
 反対する候補者の番号を
 ご記入ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株式会社デンソーウェブ

議決権行使書の案内

第1回定時株主総会
開催日：平成30年 5月15日
開催場所：東京都港区 有明
投票方法：紙票・電子投票（併用）

当社は、議決権行使の簡便化を図るため、インターネット上で議決権行使を行うことができます。このシステムを利用することで、議決権行使の手続きが簡単になります。詳しくは、議決権行使書の裏面に記載の「インターネットによる議決権行使の案内」をご覧ください。

議決権行使の手続きは、議決権行使書の裏面に記載の「インターネットによる議決権行使の案内」に従って行ってください。

議決権行使の手続きは、議決権行使書の裏面に記載の「インターネットによる議決権行使の案内」に従って行ってください。

議決権行使の手続きは、議決権行使書の裏面に記載の「インターネットによる議決権行使の案内」に従って行ってください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック。

MUFG 三菱UFJ信託銀行

議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック。

ログインID
仮パスワード

ログイン

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

MUFG 三菱UFJ信託銀行

パスワードの更新

新しいパスワードを入力してください。

新しいパスワード

送信

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第114期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで) 事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

(主要な事業内容)

当行は本店等87カ店（店舗内店舗2カ店、インターネット支店1カ店を含む）において、預金、貸出、内国為替、外国為替、有価証券投資等の業務、および国債、投資信託、保険等の窓口販売業務、ならびにそれらに付随する業務を行っております。

(金融経済環境)

当期における国内経済を振り返りますと、年度を通じて企業収益は高い水準で底堅く推移し、個人消費の持ち直しが継続するなど緩やかな景気回復が続きましたが、年度末にかけて新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に下押しされました。

当地区におきましても、年度を通じて企業の設備投資スタンスが維持されるとともに、雇用や所得環境が改善し、個人消費も緩やかに増加するなど景気は緩やかに拡大しましたが、年度末にかけて下押し圧力の強い状態となりました。

こうした中、金融情勢につきましては、日本銀行による長短金利操作付き量的・質的金融緩和の継続により、長期金利はマイナス0.3%～プラス0.1%の範囲で推移しました。また、翌日物金利は、マイナス0.08%～0.00%の範囲で推移しました。株式市場におきましては、第3四半期までは上昇基調が続きましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大とともに大幅に下落し、年度末の終値は前年度末比2,288円下落の18,917円となりました。

(事業の経過および成果)

このような金融経済情勢の下、当行は2018年4月からスタートさせた第17次中期経営計画に基づいて、様々な施策を展開し、都市型地銀として更なる成長を目指し企業価値の向上に努めてまいりました。

個人のお客さまに対しましては、中京V i s aデビットの取扱い開始とともにキャッシュレス・消費者還元事業に参加するなどお客さまの利便性向上への取組みを行いました。また、安定的な資産形成に向けた「i D e C oで資産づくりキャンペーン」などの各種キャンペーンの展開や、お客さまやご家族の安心安全への取組みを強化するため中京>後見支援預金の取扱いを開始するなど、多様なニーズにお応えしてまいりました。

事業を営むお客さまに対しましては、健全な資金需要に積極的に応えるため、お客さまの事業力を的確に評価した融資や、創業・新規事業支援、海外進出支援、事業承継の提案やビジネスマッチングへの取組み強化など、幅広いニーズにお応えしてまいりました。

これらの取組みに加えて年度末には、新型コロナウイルス感染症拡大により、企業活動に影響を受けられている、または今後影響が懸念される中小企業や個人事業主のお客さまに対し、資金繰りなどの経営相談を迅速に行うための窓口の設置や休日相談会の開催、特別融資の取扱いを開始するなど、地域経済とお客さまを金融面から支える取組みを強化いたしました。

店舗につきましては、新瑞橋支店の店舗建替えに伴い、2019年6月に同店を新瑞橋支店弥富通出張所の住所に移転し、あわせて弥富通出張所を新瑞橋支店の店舗内店舗といたしました。なお、この両店は2020年7月に建替え後の新店舗に移転する計画です。また、2020年2月には桔梗が丘支店を名張支店内に店舗内店舗方式で移転いたしました。

店舗外ＡＴＭにつきましては、他の金融機関とのＡＴＭ相互提携やキャッシュレス決済サービスの充実など、お客さまの利便性を考慮しつつ見直しを進めております。

期末現在の店舗数は、店舗内店舗２カ店、インターネット支店１カ店を含め８７カ店、店舗外ＡＴＭは１８カ所となっております。

また、２０１９年１０月に地域金融機関として本業を通じた持続可能な社会の実現を目指すため、「中京銀行ＳＤＧｓ宣言」を行いました。当行では、これまでもＳＤＧｓやＥＳＧに取り組んでまいりましたが、ＳＤＧｓ宣言を機に、より一層取組みを拡大するとともに、ＳＤＧｓに取り組む地域のお客さまのご支援も行うことで、持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

このような取組みの結果、当行の業績は次のとおりとなりました。

預金につきましては、期中１３億円増加し、期末残高は１兆７,７５４億円となりました。

貸出金につきましては、中小企業のお客さまを主な対象に事業性を評価した融資の推進や、個人のお客さまに対する住宅ローンの取組みなどにより、期中５０７億円増加し、期末残高は１兆３,６３３億円となりました。

有価証券につきましては、国内債券の償還などにより期末残高は期中２１６億円減少し４,９３２億円となりました。

収益面につきましては、利回り低下により貸出金利息は減少したものの有価証券利息配当金や株式等売却益の増加などにより、経常収益は前期比８７４百万円増加し３０,６６７百万円となりました。経常費用は、営業経費が減少したものの貸倒引当金繰入額の増加などより、前期比１,０４５百万円増加し２６,７２９百万円となりました。以上の結果、経常利益は前期比１７１百万円減少し３,９３８百万円、当期純利益は前期比３４６百万円減少し３,１２７百万円となりました。

自己資本比率につきましては、前期比０.１８ポイント低下し、８.０９％となりました。

(当行が対処すべき課題)

我が国経済および当行の主要な営業地域である愛知県では、新型コロナウイルス感染症の多方面の影響により大幅に下押しされており、先行きについても厳しい状況が続くと見込まれ、経済を更に下振れさせるリスクがあります。

更に、中長期的には、人口減少による国内市場の縮小やデジタル化の台頭による新たな競争の進展など、多くの課題がある中、引続き金融機関間の競争は続くものと認識しております。

このような厳しい経営環境のもと、２０１８年４月から第１７次中期経営計画＜中京アクションプラン１７＞に取り組んでおります。

＜中京アクションプラン１７＞では、①営業力の強化、②生産性の向上、③人材育成の３つの基本戦略を掲げて諸施策を推進しております。①営業力の強化では、新たな営業体制として導入した「エリア制」の運営が定着し、知見の集約による高度なサービスの提供や効率的な店舗運営に効果を上げ始めております。また、②生産性の向上では、システム投資や本部集中による営業店業務の効率化、行員のマルチスキル化が進展しており、③人材育成では、事業性評価の実践などによる目利き力の向上やｅラーニングシステムによる自己啓発の活発化などにより、行員一人ひとりの成長が図られております。

これからも多様化するお客さまのニーズに感謝の気持ちをもってお応えすることで、金融サービスを通じて地域経済の発展や活性化に貢献してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預 金	17,567	17,730	17,741	17,754
定 期 性 預 金	8,244	7,943	7,492	7,271
そ の 他	9,322	9,787	10,248	10,482
社 債	150	50	50	50
貸 出 金	12,980	13,044	13,126	13,633
個 人 向 け	3,013	3,120	3,125	3,197
中 小 企 業 向 け	7,502	7,712	7,859	8,033
そ の 他	2,464	2,211	2,140	2,403
商 品 有 価 証 券	-	-	-	-
有 価 証 券	5,782	5,550	5,149	4,932
国 債	2,201	2,043	1,600	1,322
そ の 他	3,581	3,506	3,548	3,610
総 資 産	19,520	19,614	19,536	19,722
内 国 為 替 取 扱 高	71,022	73,466	74,861	73,864
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 785	百万ドル 869	百万ドル 836	百万ドル 763
経 常 利 益	百万円 4,923	百万円 4,117	百万円 4,109	百万円 3,938
当 期 純 利 益	百万円 3,459	百万円 2,775	百万円 3,474	百万円 3,127
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 159 82	円 銭 128 03	円 銭 160 19	円 銭 144 14

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 中小企業向け貸出金は、「中小企業基本法」第2条に定める中小企業者に対する貸出金であります。
3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。
4. 2016年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり当期純利益は、2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	1,120人	1,173人
平 均 年 齢	40年 7月	40年 2月
平 均 勤 続 年 数	17年 6月	17年 1月
平 均 給 与 月 額	385千円	384千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員および嘱託を含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与および通勤手当は含んでおりません。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
	店 うち出張所 67 (1)	店 うち出張所 67 (1)
愛 知 県	15	(0)
三 重 県	1	(0)
静 岡 県	2	(0)
奈 良 県	1	(0)
大 阪 府	1	(0)
東 京 都	1	(0)
合 計	87 (1)	87 (1)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を18ヵ所（前年度末20ヵ所）設置しております。

ロ 当年度新設、廃止、種類変更営業所は以下のとおりであります。

- 新設営業所
該当ありません。
- 廃止営業所
該当ありません。
- 種類変更営業所
該当ありません。

また、当年度において、店舗外現金自動設備の新設・廃止は以下のとおりであります。

- 店舗外現金自動設備の新設
該当ありません。
- 店舗外現金自動設備の廃止
協立総合病院出張所（愛知県名古屋市）
いなべ市役所員弁庁舎出張所（三重県いなべ市）

ハ 銀行代理業者の一覧
該当する事項はありません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当する事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	829
---------	-----

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
(新設)	
格付自己査定システム	198
元号変更対応	56
A L Mリスク管理システム	50
収益管理システム	46
自振集中管理システム	45
営業店空調設備更新工事	42

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当する事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 内 容	設立年月日	資 本 金	当行が有する 子 会 社 等 の 議 決 権 比 率	そ の 他
株式会社中京カード	名古屋市東区代官町 20番5号	クレジットカード業務 信用保証業務	1984年 7月10日	百万円 60	% 100.00	—
中京ファイナンス 株式会社	名古屋市中区栄 三丁目33番13号	集金代行業務	1968年 8月21日	50	100.00	—
中京総合リース 株式会社	名古屋市中区丸の内 一丁目15番15号	リース業務	1979年 10月12日	50	5.00	—

- (注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 当行の子会社および関連法人等は、上記の3社であります。
なお、当期の連結経常収益は30,924百万円、連結当期純利益（親会社株主に帰属）は2,316百万円となりました。

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀38行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀38行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫256金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連668（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀38行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 三菱UFJ銀行、愛知銀行、名古屋銀行、百五銀行、十六銀行、第三銀行、イオン銀行との現金自動設備の相互利用提携において、現金自動引出しに伴う他行利用手数料を相互に無料とするサービスを行っております。
5. ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. セブン銀行、イーネット、ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備で現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当する事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位および担当	重要な兼職	その他
深 町 正 和	取締役会長（代表取締役）	名港海運株式会社 社外監査役	
永 井 涼	取締役頭取（代表取締役） （執行役員兼務）		
小 島 教 彰	取締役専務執行役員 （代表取締役） 営業統括部 個人営業部		
若 尾 俊 之	取締役常務執行役員 融資統括部 人事部		
堀 田 晃	取締役常務執行役員 事務統括部 リスク統括部		
小 林 秀 夫	取締役常務執行役員 総合企画部 資金部 経営企画室 東京事務所		
川 井 博 史	取締役 内部監査部		
平 塚 順 子	取締役執行役員 個人営業部		
広 井 幹 康	取締役（社外取締役）	株式会社エスカ 代表取締役社長	
柴 田 雄 己	取締役（社外取締役）		
宮 崎 淳 司	常勤監査役		
村 田 浩 子	監査役（社外監査役）	社会福祉法人 東海テレビ福祉文化事業団 理事 日本赤十字社 愛知県支部 監査委員	
木 村 和 彦	監査役（社外監査役）	日本トムソン株式会社 社外監査役 エムエスティ保険サービス株式会社 社外監査役	
茶 村 俊 一	監査役（社外監査役）	J．フロントリテイリング株式会社 相談役 株式会社ナゴヤドーム 社外取締役 白洋舎栄リネンサプライ株式会社 社外取締役 長島観光開発株式会社 社外取締役 中日本高速道路株式会社 取締役会長 中部日本放送株式会社 社外取締役 木曽駒高原観光開発株式会社 社外取締役	

- (注) 1. 当行は、社外取締役・社外監査役全員を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
2. 常勤監査役 宮崎淳司は、社団法人日本証券アナリスト協会認定アナリストおよび公認内部監査人として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取 締 役	11名	(55) 197
監 査 役	4名	(1) 30
計	15名	(56) 228

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、2019年6月21日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 上記報酬等の額には当事業年度分のストック・オプション報酬額45百万円（取締役8名 45百万円）、および2020年6月支給予定の役員賞与金10百万円（取締役10名 9百万円、監査役4名 1百万円）が含まれております。
4. 2006年6月29日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額200百万円以内、監査役の報酬限度額は年額50百万円以内と決議いただいております。
- なお、取締役に対するストック・オプションの報酬額は、2013年6月21日開催の定時株主総会において、取締役の報酬額とは別枠で年額50百万円以内と決議いただいております。
5. () 内書は報酬以外の職務遂行の対価である財産上の利益であります。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
広 井 幹 康 (社外取締役)	当行の定款第31条に基づき、社外取締役と責任限定契約を締結。 [社外取締役との責任限定契約の内容] 社外取締役が、本契約締結日以降当行の社外取締役として職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないにもかかわらず法令または定款に違反し、当行に損害を与えた場合、会社法第423条第1項の責任については、損害賠償金額の限度額が、会社法第425条で定められている最低責任限度額とする。
柴 田 雄 己 (社外取締役)	
村 田 浩 子 (社外監査役)	当行の定款第43条に基づき、社外監査役と責任限定契約を締結。 [社外監査役との責任限定契約の内容] 社外監査役が、本契約締結日以降当行の社外監査役として職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないにもかかわらず法令または定款に違反し、当行に損害を与えた場合、会社法第423条第1項の責任については、損害賠償金額の限度額が、会社法第425条で定められている最低責任限度額とする。
木 村 和 彦 (社外監査役)	
茶 村 俊 一 (社外監査役)	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
広 井 幹 康 (社外取締役)	取締役 広井幹康氏は株式会社エスカの代表取締役社長を兼務しております。当行と株式会社エスカとの間に重要な取引関係はありません。
村 田 浩 子 (社外監査役)	監査役 村田浩子氏は社会福祉法人 東海テレビ福祉文化事業団の理事、日本赤十字社 愛知県支部の監査委員を兼務しております。当行と社会福祉法人 東海テレビ福祉文化事業団、日本赤十字社 愛知県支部との間に重要な取引関係はありません。
木 村 和 彦 (社外監査役)	監査役 木村和彦氏は日本トムソン株式会社の社外監査役、エムエスティ保険サービス株式会社の社外監査役を兼務しております。当行と日本トムソン株式会社、エムエスティ保険サービス株式会社との間に重要な取引関係はありません。
茶 村 俊 一 (社外監査役)	監査役 茶村俊一氏はJ.フロント リテイリング株式会社の相談役、株式会社ナゴヤドームの社外取締役、白洋舎栄リネンサプライ株式会社の社外取締役、長島観光開発株式会社の社外取締役、中日本高速道路株式会社の取締役会長、中部日本放送株式会社の社外取締役、木曽駒高原観光開発株式会社の社外取締役を兼務しております。当行とJ.フロント リテイリング株式会社、株式会社ナゴヤドーム、白洋舎栄リネンサプライ株式会社、長島観光開発株式会社、中日本高速道路株式会社、中部日本放送株式会社、木曽駒高原観光開発株式会社との間に重要な取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取 締 役 会 ・ 監 査 役 会 へ の 出 席 状 況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
広 井 幹 康 (社外取締役)	2年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回中12回に出席。	銀行業務および監査業務経験者としての専門的見地に加え、幅広い分野における豊富な経験から、議案・審議等につき必要に応じ、助言提言を適宜行っている。
柴 田 雄 己 (社外取締役)	9ヵ月	社外取締役就任以降、当事業年度開催の取締役会9回中9回に出席。	長年にわたり企業の中枢部門に携わった豊富な経験に基づき、実践的な視点から、議案・審議等につき必要に応じ、助言提言を適宜行っている。
村 田 浩 子 (社外監査役)	7年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回中12回および監査役会15回中15回に出席。	教員勤務を経て、愛知県行政の中枢部門に携わった経験に基づく幅広い見地から、議案・審議等につき必要に応じ、助言提言を適宜行っている。
木 村 和 彦 (社外監査役)	4年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回中12回および監査役会15回中15回に出席。	銀行業務経験者としての専門的見地に加え、幅広い分野における監査業務に携わってきた豊富な経験から、議案・審議等につき必要に応じ、助言提言を適宜行っている。
茶 村 俊 一 (社外監査役)	1年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回中12回および監査役会15回中15回に出席。	地域経済界のリーダーの立場であり、幅広い見地から有益的なアドバイスや経営執行等の適法性について客観的・中立的な立場で監査および議案・審議等につき必要に応じ、助言提言を適宜行っている。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6	25	－

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記報酬等の額には、2020年6月支給予定の役員賞与金1百万円（社外取締役0百万円、社外監査役0百万円）が含まれております。

(4) 社外役員の意見

該当する事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数

普通株式 50,000千株

発行済株式の総数

普通株式 21,745千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

6,050名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社三菱UFJ銀行	8,534 ^{千株}	39.36 [%]
ミソノサービス株式会社	1,202	5.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	993	4.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	772	3.56
株式会社玉善	610	2.81
中京銀行従業員持株会	483	2.23
大同生命保険株式会社	470	2.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	415	1.91
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	392	1.81
日本生命保険相互会社	341	1.57

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、当行所有自己株式(65千株)を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏 名 又 は 名 称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任監査法人 トーマツ 指定有限責任社員 篠原孝広 指定有限責任社員 神野敦生	49	(報酬等について監査役会が同意した理由) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りについて、当行の事業内容等に照らして検証を行ったうえで、会計監査人が所要の監査体制・監査時間を確保し、適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行および子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は49百万円であります。
3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

該当する事項はありません。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性、品質管理、総合的能力等を会計監査人評価基準に基づき審査し、解任または不再任の必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当する事項はありません。

7 業務の適正を確保する体制

＜業務の適正を確保するための体制の概要＞

当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会の決議により定め、業務の適正を確保する体制を整備しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ 当行は、企業としての価値観を経営ビジョンとして定め、法令等遵守が企業活動の最も基本姿勢である旨を表すとともに、役職員の活動の指針として行動指針を定め、法令やルールを厳格に遵守することを示して、全ての役職員が、この経営ビジョン、行動指針に則って行動するよう、周知徹底を図る。

ロ 経営ビジョン、行動指針に加えて、取締役会は役職員が遵守すべき行動のあり方をコンプライアンス・マニュアル～役職員行動規範～として定めるとともに、業務運営で遵守すべき事項を網羅したコンプライアンス・マニュアル～銀行業務編～や業務運営に係る各種の基本規則を制定し、その実践的運営により法令等遵守の定着を図る。

- ハ 取締役会は、コンプライアンスに関する諸施策を遂行するための具体的な計画をコンプライアンス・プログラムとして毎期策定し、その進捗状況や達成状況の報告を受けることでフォローアップし、コンプライアンスの周知徹底による実践と定着を図る。
- ニ それぞれの取締役は、業務執行に当たり善管注意義務、忠実義務を果たすため、取締役会における意思決定や、業務執行の監督に責任を負っており、これらを取締役会で規則として定めることで、各取締役が認識する。

(2) 顧客保護等管理体制

- イ 常にお客さま本位で考え、お客さまの満足と支持をいただくため、顧客保護等管理を行う。
- ロ 経営ビジョンおよび行動指針を踏まえて、お客さまの保護および利便性向上に向けた基本方針として、顧客保護等管理方針を策定する。
- ハ 顧客保護等管理を基本的に次の項目としたうえで、各種規程等を制定し、周知を通じて、顧客保護等管理を行う。
- (イ) 顧客説明管理
 - (ロ) 顧客サポート等管理
 - (ハ) 顧客情報管理
 - (ニ) 利益相反管理
 - (ホ) 外部委託管理

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- イ 取締役の職務の執行に係る以下の文書、その他重要な情報の保存、管理については、定款、取締役会規程をはじめ主要会議運営に関する諸規則、文書管理に関する諸規則等に定め厳正に運営する。
- (イ) 株主総会議事録および関連資料
 - (ロ) 取締役会議事録および関連資料
 - (ハ) 常務会議事録および関連資料
 - (ニ) その他重要会議の議事の経過の記録および関連資料
 - (ホ) その他取締役が意思決定を行った稟議書類および関連資料
- ロ 内部監査部は、重要な情報の保存、管理状況について、諸規則に定めた運営がされているかを検証し、その結果を取締役会に報告する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 取締役会は損失の危険を管理するため、リスク管理体制の整備に関する責任と権限を有しており、銀行業務から生じる様々なリスクに対する基本的な考えやリスクの種類毎の責任部署、管理体制および具体的な管理方法等を定め、規則として制定する。
- ロ 取締役会は、それぞれの業務から生じるリスクを認識し適切にコントロールするため、リスクの種類毎に責任部署を定め、リスクの状況やその管理状況について報告を受ける体制を整備する。
- ハ 取締役会は、リスク管理に関する方針、具体的施策を実行計画として半期毎に策定し、計画の推進を図るとともに、その実施状況を定期的に評価することでリスクのコントロール、管理の高度化、体制の充実を図る。
- ニ 各種のリスクを統合的に把握し管理するため、統合的にリスクを管理する専門部署を設置するとともに、総合リスク管理委員会やALM委員会を設置し、各部門が行っているリスク管理活動を各部門横断的に協議する体制を整備する。

- ホ 内部監査部は、各リスク管理業務について、諸規則および毎期定めるリスク管理の実行計画と整合した運営がされているか、リスクコントロールが有効に機能しているかを検証し、その結果を取締役会に報告する。
- ヘ 自然災害、システムの障害、事務上の事故、情報漏えい、風評等の要因により、業務が著しく遅延若しくは長期にわたり中断する場合、または大きく信用が失墜し、企業としての存続が危ぶまれる状態に陥る可能性が高まる場合を、危機と定義し、基本的な対応体制、判断基準、非常時の対応権限を予め定めるとともに、各要因毎に必要に応じて業務継続のための代替手段や手続を定めることで、平時から危機管理態勢を整備する。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 取締役会は、取締役の職務が効率的に行われることを確保するため、取締役会規程その他定める規則に基づき、その責任と権限の委譲を行っている。このうち常務会については、取締役会で決定すべき重要事項の事前審議や、取締役会が決定した基本方針に基づく業務の執行に関する責任権限を有し、原則週1回開催するなど、迅速な意思決定と業務執行を確保する。
- ロ 取締役会は、取締役の職務分担や事務委嘱、各職務の内容に応じた責任と権限の委譲を定め、責任の明確化と業務執行の監督のための体制を確保するとともに、業務の効率性の確保に努める。
- ハ 取締役会は、執行役員を選任し、代表取締役の業務執行上の権限を執行役員に委譲することで、経営方針、経営戦略に沿った業務執行が行われる体制を構築する。
- ニ 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が効率的になされるよう、組織機構における業務分掌と、各業務分掌における職務の内容と責任権限について定め、業務執行の責任の明確化を図る。

(6) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ 当行は、経営ビジョン、行動指針、コンプライアンス・マニュアルで法令等遵守を定めるとともに、定めた諸規則に基づく業務運営を行うことで、法令および定款に適合する体制を構築する。
- ロ コンプライアンスを統括管理するための組織を設置するとともに、各部門および各営業店毎に、コンプライアンスを遂行する責任者としてコンプライアンス責任者と具体的施策を推進するコンプライアンス管理者を配置する。
- ハ 経営と各部門、各部門間横断でコンプライアンスに関する対応等の協議を行うための会議を開催し、コンプライアンス・プログラムで掲げた施策の推進管理、達成状況の評価を行い、コンプライアンスの実践と定着に向けた取組みを推進し、その状況を経営に報告する。
- ニ 役職員一人ひとりに、倫理観の涵養と業務知識の習得を図りコンプライアンスを定着させるため、集合研修や職場研修を行うとともに、コンプライアンス教育（外部試験や通信教育）の昇格要件への組入れなど教育研修制度を充実させる。
- ホ 法令や定款に反するような事故の発生を未然に防止するため、各部門および営業店における相互牽制態勢の構築や内部監査部による検証、人事ローテーションによる人事管理の徹底を図るとともに、内部通報制度を整備し不正行為の未然防止、組織内の自浄・改善を図る体制を整備する。

(7) 当行ならびにグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ 中京銀行グループを構成する各会社については、業務の決定および執行についての相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置する。
- ロ 中京銀行グループを構成する各会社において業務運営が法令および定款に適合することを確保するため、グループ各社に共通するコンプライアンス態勢の基本事項を定めた規則を定めるとともに、グループ共通の理念、

- 経営方針に基づき各社の経営が行われるよう、経営管理の基本的考えや管理方法を定め、各会社の重要な業務の決定を当行が管理するとともに、各会社から適時に業務の状況について報告を受ける体制を構築する。
- ハ 中京銀行グループを構成する各会社のそれぞれの業務に内在するリスクを認識し適切にリスクのコントロールを行うための規則を制定し、リスクの種類毎に当行の責任部署を明確化し、リスク管理状況について報告を受けるとともに、グループ会社の業務が適切かつ効率的に行われるよう、適切に指導・助言・監督する体制を構築する。
- ニ 当行の内部監査部は、中京銀行グループを構成する各会社との間で監査に関する合意を締結し、法令等に抵触しない範囲で適切に監査を行い、監査結果を当行の取締役会に報告する。内部監査部は各社の業務について適切に監査し検証するための監査手法の構築、ノウハウの蓄積に努める。

(8) 反社会的勢力排除に向けた体制

- イ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫くことを基本として、「反社会的勢力に対する基本方針」を定める。
- ロ 反社会的勢力に関する情報収集に努め、営業店・本部間での連携を密にし、また外部専門機関との連絡体制を築いたうえで、反社会的勢力との取引の防止に努め、関係を遮断していく体制を整備する。
- (イ) 対応統括部を設置し、同部は反社会的勢力に関する事項を一元的に統括・管理し、各部店の対応に関する指導・支援を行うとともに、経営に関わる重要な問題と認識した場合には、適切に経営へ報告する。また、各支店に「不当要求防止責任者」を配置する。
- (ロ) 外部専門機関との連携として、愛知県企業防衛対策協議会に登録の上、必要な情報を収集・交換する。
- (ハ) 反社会的勢力のデータベースは、当行が入手した情報を一括して対応統括部署が管理する。
- (ニ) 反社会的勢力に対する基本方針を、「コンプライアンス・マニュアル」に記載するとともに、業務運営の中で周知・徹底する。
- (ホ) 反社会的勢力への対応を、コンプライアンスカリキュラム内に組み込み、研修等を行い、周知に努める。
- (ヘ) 金融犯罪への対応を、「コンプライアンス・マニュアル」に記載するとともに、マネー・ローンダリングおよびテロ活動への資金供与等の金融犯罪防止に努める。
- ハ 反社会的勢力による不当要求に対応する役職員の安全を確保する。

(9) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- イ 監査役から、その職務を補助する使用人を置くことを求められた場合には、当該使用人を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（人数、業務経験、業務知識・スキル）については、監査役会の意見を聴取しその意見を十分に考慮する。

(10) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ 監査役の職務を補助する使用人の任命、異動にあたっては、監査役会の意見を聴取し十分に考慮する。
- ロ 当該使用人は、他部署の役職員を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、実績評価、人事考課に当たっては監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。

(11) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ 取締役会は、監査役に報告すべき事項を規則に定め、取締役の意思決定や業務執行状況について適切に監査役に報告される体制を構築する。

- ロ 監査役は監査の必要に応じて、各部門、各営業店の業務運営状況について、各部門等に対し直接報告を求めることができるものとし、監査役の要請に基づき各取締役、執行役員、部長、営業店長は適切に監査役に報告を行う。
- ハ 取締役会は、取締役会および重要会議等で、決議または報告された事項（子会社からの協議、報告を受ける事項を含む）について、適切に監査役に報告される体制を構築する。
- ニ 内部通報制度の通報先等を定め、通報の状況および通報された事案の内容（当行の子会社等の役職員からの報告を受けた事項を含む）を、通報先等から監査役に報告を行う。
- ホ 内部通報制度による通報も含め、監査役に報告したことを理由として、就業上の不利な取扱いを行うことを禁止する。

(12) 監査役職務の執行について生じる費用または債務に係る方針

- イ 監査役職務の執行に必要な費用または債務については、監査役の請求に従い支払その他の処理を行う。

(13) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ 株主総会に付議する監査役選任議案の決定にあたっては、あらかじめ監査役会と協議をする。
- ロ 取締役会は、監査役が、取締役会はもとより常務会や総合リスク管理委員会等の重要会議に出席し、取締役、執行役員、部長等の業務執行状況について把握できる体制を構築する。このため、取締役会は、重要会議の運営を定める諸規則において、監査役の出席について規定する。
- ハ 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、当行の対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ニ 内部監査部は、監査役からの求めに応じて監査に協力するのみならず、監査役に内部監査の実施状況、各業務部門の業務執行や管理状況について情報提供し、監査役監査の実効性向上に協力する。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役職務の執行が法令および定款に適合することならびに効率的に行われていることを確保する体制

取締役会は、毎月1回開催するほか、必要がある場合は随時開催しております。当事業年度は定例取締役会を12回開催しております。また、取締役会規程に基づく決定機関である常務会を50回開催したほか、コンプライアンス常務会を12回開催しております。取締役職務は、取締役会規程で明確化し、その職務執行状況は、定期的に取締役会に報告しております。

(2) リスク管理体制

当行は、統合リスク管理を推進するための方針および体制整備に係わる重要事項を審議することを目的として、総合リスク管理委員会を設置し、12回開催しております。

また、様々なリスクを総合的に管理するため、専門部署を設置し、各リスクの種類毎に、管理責任部署を明確にしたうえで、それぞれのリスク特性に応じた管理を行っております。

そして、経営陣がリスクの状況を把握し、迅速に判断できるように、各リスクの状況を定例的に取締役会、常務会へ報告しております。

(3) コンプライアンス体制

当行は、経営ビジョン、行動指針を制定し、全ての役職員がこの経営ビジョン、行動指針に則って行動するよう周知徹底しております。

当行は、コンプライアンスに関する統括部署を設置し、コンプライアンス・プログラムの策定や研修などを通じコンプライアンスの推進に取り組むとともに、取締役会に対して法令等遵守の状況に関する報告を行っております。また、当行はコンプライアンスを推進するための方針および体制整備に係わる重要事項を審議することを目的に、コンプライアンス常務会を、その傘下にコンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンスに関わる重要事項について審議を行う体制を構築しております。なお、コンプライアンス常務会、コンプライアンス推進委員会は、それぞれ12回開催しております。

また、コンプライアンス上の問題を早期に把握し、自浄能力の発揮による是正につなげるため、社外の受付窓口を含む内部通報制度を構築しております。

(4) 当行グループにおける業務の適正を確保するための体制

当行は、中京銀行グループを構成する各会社において業務運営が法令および定款に適合することを確保するため、グループ各社に共通するコンプライアンス態勢の基本事項を定めた諸規則を定めております。

また、各会社の重要な業務の決定を当行が管理するとともに、各会社から適時に業務の状況について報告を受ける体制を構築し、中京銀行グループ経営協議会を2回開催しております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

監査役は、取締役会に12回中12回出席し活発に意見を述べたほか、代表取締役との会合を4回行い、経営方針の確認および当行の抱える課題等についての意見交換を行っております。また、常勤監査役は、常務会をはじめ主要な会議に出席し、行内状況の把握に努め、必要に応じて意見を述べるほか、事前または事後に議案内容または審議内容についての説明、報告を受けております。

また、監査役は、内部監査部との連絡会を24回、会計監査人との会合を16回、会計監査人と内部監査部との三様監査連絡会を2回行うなど、会計監査人および内部監査部と連携し、監査の実効性の確保に努めております。

8 特定完全子会社に関する事項

該当する事項はありません。

9 親会社等との間の取引に関する事項

該当する事項はありません。

10 会計参与に関する事項

該当する事項はありません。

11 その他

該当する事項はありません。

貸借対照表

(单位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	73,836	現金	1,775,409
現金	19,502	当座預金	100,344
預け金	54,334	普通預金	923,445
有価証券	493,296	貯蓄預金	11,601
国債	132,266	定期預金	5,170
地方債	91,730	定額積立金	711,382
社債	106,478	その他の預金	13,783
株式	32,897	譲渡性預金	9,681
その他の証券	129,923	債券取得引当金	5,310
貸出金	1,363,390	借入金	30,411
割引手形	8,938	外国為替	37,000
手形貸付	44,388	外債	37,000
証書貸付	1,078,582	外債未払	99
当座貸越	231,480	社債	4
外国為替	10,589	その他の負債	95
外国店預け	9,011	未決済為人替借	5,000
外国為替	3	未払法費税等	14,685
取立外国為替	1,574	未払受取人費	530
その他の資産	12,411	前給補てん備	433
未決済為替貸	194	金融派生商品	665
未収収益	1,175	金融商品等差入	859
金融派生商品	691	その他の資産	0
金融商品等差入	7,841	有形固定資産	1,844
その他の資産	2,509	建物	1,237
有形固定資産	18,913	土地	124
建物	3,380	構築物	8,989
土地	14,289	リース資産	606
リース資産	720	建設仮勘定	389
建設仮勘定	67	その他の有形固定資産	509
その他の有形固定資産	456	無形固定資産	2,547
無形固定資産	1,895	ソフトウェア	3,450
ソフトウェア	1,471	リース資産	△7,317
リース資産	369	前払年金費用	
その他の無形固定資産	55	繰延税金資産	
前払年金費用	1,732	繰延税金負債	
繰延税金資産	39	繰延税金負債	
繰延税金負債	3,450	繰延税金負債	
繰倒引当金	△7,317	繰倒引当金	
資産の部合計	1,972,239	負債及び純資産の部合計	1,972,239

第114期 (2019年 4 月 1 日から) 損益計算書
(2020年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経 常 収 入	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	20,195
	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	12,396
経 常 収 入	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	7,645
	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	42
経 常 収 入	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	0
	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	109
経 常 収 入	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	4,448
	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	1,515
経 常 収 入	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	2,933
	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	2,694
経 常 収 入	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	62
	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	2,632
経 常 収 入	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	3,328
	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	1
経 常 収 入	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	2,870
	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	457
経 常 収 入	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	1,342
	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	236
経 常 収 入	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	8
	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	0
経 常 収 入	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	56
	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	992
経 常 収 入	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	47
	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	2,251
経 常 収 入	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	306
	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	1,944
経 常 収 入	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	3,232
	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	2,781
経 常 収 入	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	451
	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	17,038
経 常 収 入	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	2,865
	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	1,462
経 常 収 入	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	531
	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	1
経 常 収 入	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	869
	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	3,938
経 常 収 入	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	4
	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	59
経 常 収 入	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	45
	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	3,883
経 常 収 入	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	774
	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	△19
経 常 収 入	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	755
	経 営 資 産 有 限 公 司 所 属 外 国 債 権 等 の 金 利 金	3,127

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

第114期末 (2020年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	73,839	預 金	1,769,790
有 価 証 券	494,005	譲 渡 性 預 金	5,310
貸 出 金	1,363,747	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	30,411
外 国 為 替	10,589	借 用 金	37,000
そ の 他 資 産	16,762	外 国 為 替	99
有 形 固 定 資 産	18,804	社 債	5,000
建 物	3,511	そ の 他 負 債	21,394
土 地	14,021	賞 与 引 当 金	623
リ ー ス 資 産	739	退 職 給 付 に 係 る 負 債	203
建 設 仮 勘 定	67	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	389
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	463	偶 発 損 失 引 当 金	509
無 形 固 定 資 産	1,918	繰 延 税 金 負 債	118
ソ フ ト ウ ェ ア	1,475	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,547
リ ー ス 資 産	385	支 払 承 諾	3,460
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	57	負 債 の 部 合 計	1,876,857
退 職 給 付 に 係 る 資 産	552	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	688	資 本 金	31,844
支 払 承 諾 見 返	3,460	資 本 剰 余 金	23,994
貸 倒 引 当 金	△8,038	利 益 剰 余 金	33,817
資 産 の 部 合 計	1,976,330	自 己 株 式	△169
		株 主 資 本 合 計	89,487
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,011
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△725
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,357
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△953
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	9,690
		新 株 予 約 権	295
		純 資 産 の 部 合 計	99,472
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,976,330

第114期 (2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目							金 額
経 常 収 益	資 金 運 用 収 益						30,924
	貸 出 金 利 息					19,648	
	有 価 証 券 利 息					12,455	
	預 け 金 利					7,040	
	そ の 他 の 受 入 利 息					42	
						110	
役 務 取 引 等 収 益	そ の 他 業 務 収 益					5,007	
そ の 他 経 常 収 益						2,892	
	償 却 債 権 取 立 益					3,376	
株 式 等 売 却 益						1	
そ の 他 の 経 常 収 益						2,870	
						504	
経 常 費 用	資 金 調 達 費 用					27,435	
	預 讓 渡 性 預 金 利 息					1,344	
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息					236	
	社 債 債 利 息					8	
	そ の 他 の 支 払 利 息					0	
						56	
役 務 取 引 等 費 用	そ の 他 業 務 費 用					1,042	
そ の 他 業 務 費 用						2,034	
営 業 費 用						3,232	
そ の 他 経 常 費 用						17,870	
						2,953	
経 常 利 益	特 別 利 益					3,489	
	特 別 損 失					4	
	固 定 資 産 処 分 損 失					65	
	減 損					19	
						45	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税					3,429	
	法 人 税 等 調 整 額					853	
	法 人 税 等 合 計					259	
当 期 純 利 益						1,112	
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益						2,316	
						2,316	

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社 中京銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 名古屋事務所	トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 篠原孝広 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 神野敦生 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中京銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社 中京銀行
取締役会 御 中

有限責任監査法人 名古屋事務所	トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 篠原孝広 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 神野敦生 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中京銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中京銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な営業店において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員、および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

株式会社 中京銀行 監査役会

常勤監査役	宮	崎	淳	司	㊞
社外監査役	村	田	浩	子	㊞
社外監査役	木	村	和	彦	㊞
社外監査役	茶	村	俊	一	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、銀行の社会性・公共性に鑑み、健全経営の観点から内部留保の充実に留意しつつ、株主の皆さまに対し、安定的・継続的な配当を維持していくことを基本方針とし、次のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき20円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、433,609,880円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月22日といたします。

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位
1	とく 徳 おか 岡 しげ 重 のぶ 信 新 任	顧問
2	なが 永 い 井 りょう 涼 再 任	取締役頭取
3	こ 小 じま 島 のり 教 あき 彰 再 任	取締役専務執行役員 営業統括部、個人営業部担当
4	わか 若 お 尾 とし 俊 ゆき 之 再 任	取締役常務執行役員 融資統括部、人事部担当
5	ほっ 堀 た 田 あきら 晃 再 任	取締役常務執行役員 事務統括部、リスク統括部担当
6	こ 小 ばやし 林 ひで 秀 お 夫 再 任	取締役常務執行役員 総合企画部、資金部、経営企画室、東京事務所担当
7	かわ 川 い 井 ひろ 博 し 史 再 任	取締役内部監査部長 内部監査部担当
8	ひら 平 つか 塚 じゅん 順 こ 子 再 任	取締役執行役員個人営業部長
9	しば 柴 た 田 ゆう 雄 き 己 再 任 社 外 独立役員	取締役
10	なか 中 まつ 松 けん 健 いち 一 新 任 社 外 独立役員	

候補者番号

1

とく
徳

おか
岡

しげ
重

のぶ
信

1955年9月17日生 / 所有する当行の株式数

0株



※

■略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1978年 4 月 株式会社東海銀行入行
2005年 5 月 株式会社UFJ銀行執行役員
2006年 1 月 株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員
2009年 5 月 同行常務執行役員
2010年 5 月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社常務執行役員
2012年 6 月 同社専務執行役員
2013年 6 月 大同特殊鋼株式会社常勤監査役
2017年 6 月 東栄株式会社取締役社長（現任）
2020年 5 月 当行顧問（現任）
2020年 6 月 東栄株式会社取締役社長退任予定
現在に至る

■取締役候補者とした理由

2005年株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の執行役員に就任以来、同行常務執行役員、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社常務執行役員、同社専務執行役員を歴任し、大同特殊鋼株式会社常勤監査役を経て、現在、東栄株式会社取締役社長、2020年5月より当行顧問を務めております。金融分野にとどまらない豊富な経験から得た幅広い知見と視野を持ち、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる確かな判断力と能力を有し、取締役としてその役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

なが
永

い
井

りょう
涼

1957年 9 月 1 日生 / 所有する当行の株式数

2,200株



■略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1980年 4 月 当行入行
2001年 4 月 当行高蔵寺支店長
2003年 5 月 当行東海支店長
2005年10月 当行大曽根支店長
2008年 5 月 当行浄心支店長
2010年 4 月 当行個人営業部長兼営業統括部部長
2010年 6 月 当行執行役員個人営業部長兼営業統括部部長
2012年 6 月 当行執行役員総合企画部長
2014年 6 月 当行取締役総合企画部長
2015年 6 月 当行取締役常務執行役員総合企画部長、総合企画部、経営企画室、東京事務所担当
2016年 6 月 当行取締役常務執行役員総合企画部長、総合企画部、経営企画室、東京事務所、リスク統括部担当
2017年 6 月 当行取締役頭取
現在に至る

■取締役候補者とした理由

2010年執行役員個人営業部長兼営業統括部部長に就任以来、総合企画部長、取締役総合企画部長、取締役常務執行役員総合企画部長、総合企画部・リスク統括部担当役員等を歴任し、現在、取締役頭取を務めております。長く当行中枢各部門を務めた豊富な経験と実績から当行の経営全般に精通しており、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる確かな判断力と能力を有し、取締役としてその役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、取締役候補者となりました。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号

3

こ じま のり あき
小 島 教 彰

1958年3月9日生 / 所有する当行の株式数 1,600株



■略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1980年4月 株式会社東海銀行入行
2002年2月 株式会社UFJ銀行御園法人営業部長兼支店長
2006年2月 株式会社三菱東京UFJ銀行岐阜支社支社長
2007年6月 同行名古屋営業本部名古屋営業第四部長
2009年9月 同行退職
2009年10月 当行営業統括部部長
2010年6月 当行執行役員営業統括部部長
2011年6月 当行執行役員営業統括部長
2012年6月 当行取締役営業統括部長
2014年6月 当行取締役名古屋営業第一本部長・本店営業部長
2015年6月 当行取締役常務執行役員名古屋営業第一本部長・本店営業部長、営業統括部、個人営業部担当
2017年6月 当行取締役専務執行役員、総合企画部、経営企画室、東京事務所、リスク統括部担当
2018年6月 当行取締役専務執行役員、総合企画部、資金部、経営企画室、東京事務所担当
2019年6月 当行取締役専務執行役員 営業統括部、個人営業部担当
現在に至る

■取締役候補者とした理由

株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）を経て、2010年当行執行役員営業統括部部長に就任以来、取締役および取締役常務執行役員として名古屋営業第一本部長・本店営業部長、営業統括部・個人営業部担当役員等を歴任し、取締役専務執行役員就任後の総合企画部・リスク統括部・資金部等担当役員を経て、現在、営業統括部・個人営業部担当役員を務めております。営業部門で手腕を発揮するとともに、当行中枢各部門担当役員を務めてきた経験と実績から、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる的確な判断力と能力を有し、取締役としてその役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

わか お とし ゆき
若 尾 俊 之

1958年1月8日生 / 所有する当行の株式数 1,900株



■略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1980年4月 当行入行
2003年10月 当行融資統括部主席調査役
2005年10月 当行新瑞橋支店長
2006年10月 当行営業統括部部次長
2008年10月 当行個人営業部部次長
2009年7月 当行融資統括部部次長
2012年5月 当行コンプライアンス統括部長
2013年5月 当行融資統括部長
2013年6月 当行執行役員融資統括部長
2016年6月 当行取締役執行役員、融資統括部担当
2018年4月 当行取締役執行役員融資統括部長、融資統括部担当
2018年6月 当行取締役常務執行役員融資統括部長、融資統括部、人事部担当
2019年5月 当行取締役常務執行役員、融資統括部、人事部担当
現在に至る

■取締役候補者とした理由

2013年執行役員融資統括部長に就任以来、取締役執行役員融資統括部長、融資統括部担当役員を歴任し、取締役常務執行役員就任後の融資統括部長、融資統括部・人事部担当役員を経て、現在、融資統括部・人事部担当役員を務めております。融資企画、審査等の管理全般をはじめ人事管理や人材育成まで着実に遂行してきた実績から、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる的確な判断力と能力を有し、取締役としてその役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

5

ほつ
堀た
田あきら
晃

1957年12月22日生 / 所有する当行の株式数 1,600株



■略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1980年 4 月 株式会社東海銀行入行
 2000年 4 月 同行システム企画部次長
 2002年 1 月 株式会社UFJ銀行システム企画部次長
 2002年 8 月 三和システム開発株式会社出向
 2002年10月 株式会社UFJ日立システムズ出向
 2003年10月 株式会社ユーフィット出向
 2007年 5 月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ出向
 2009年 6 月 同行退職
 2009年 7 月 当行事務統括部部長
 2014年 5 月 当行事務統括部長
 2014年 6 月 当行執行役員事務統括部長
 2018年 6 月 当行取締役常務執行役員事務統括部長、事務統括部、リスク統括部担当
 2020年 5 月 当行取締役常務執行役員、事務統括部、リスク統括部担当
 現在に至る

■取締役候補者とした理由

株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）を経て、2014年当行執行役員事務統括部長、2018年取締役常務執行役員事務統括部長、事務統括部・リスク統括部担当役員、現在、取締役常務執行役員事務統括部・リスク統括部担当役員を務めております。事務管理部門全般をはじめリスク管理全般まで適切に管理してきた実績から、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる的確な判断力と能力を有し、取締役としてその役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

6

こ
小ばやし
林ひで
秀お
夫

1961年4月14日生 / 所有する当行の株式数 1,900株



■略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1984年 4 月 当行入行
 2004年 5 月 当行弥富支店長
 2006年 1 月 当行岡崎支店長
 2008年 5 月 当行営業統括部営業支援グループ推進役
 2009年 7 月 当行営業統括部営業支援グループ主席推進役
 2010年 7 月 当行八熊支店長
 2012年 5 月 当行浄心支店長
 2013年 5 月 当行東京支店長兼東京事務所長
 2015年 5 月 当行営業統括部部長
 2015年 6 月 当行執行役員名古屋営業第三本部長
 2017年 6 月 当行取締役執行役員営業統括部長、営業統括部、個人営業部担当
 2019年 5 月 当行取締役執行役員、営業統括部、個人営業部担当
 2019年 6 月 当行取締役常務執行役員、総合企画部、資金部、経営企画室、東京事務所担当
 現在に至る

■取締役候補者とした理由

2015年執行役員名古屋営業第三本部長に就任以来、取締役執行役員営業統括部長、営業統括部・個人営業部担当役員等を経て、現在、取締役常務執行役員として、総合企画部・資金部等担当役員を務めております。営業推進部門での実績や当行中枢部門での着実な業務遂行状況から、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる的確な判断力と能力を有し、取締役としてその役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、取締役候補者となりました。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号

7

かわ い ひろ し
川 井 博 史

1961年9月11日生 / 所有する当行の株式数 2,200株



■略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1984年 4 月 当行入行
2003年10月 当行師勝支店長
2005年 4 月 当行岩倉支店長
2007年10月 当行桑名支店長
2010年 4 月 当行今池支店長
2012年 5 月 当行本店営業部部长
2015年 5 月 当行名古屋中央支店長
2016年 5 月 当行営業統括部部长
2016年 6 月 当行執行役員尾張・三河営業本部長
2018年 4 月 当行執行役員内部監査部部长
2018年 6 月 当行取締役内部監査部部长、内部監査部担当
現在に至る

■取締役候補者とした理由

2016年執行役員尾張・三河営業本部長に就任し、執行役員内部監査部部长を経て、現在、取締役内部監査部部长、内部監査部担当役員を務めています。内部監査部門において実効性ある監査業務を遂行してきた実績から、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる確かな判断力と能力を有し、取締役としてその役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

8

ひら つか じゅん こ
平 塚 順 子

1967年9月11日生 / 所有する当行の株式数 100株



■略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1990年 4 月 株式会社東海銀行入行
2007年 4 月 株式会社三菱東京UFJ銀行荏原支店長
2009年 5 月 同行経堂支店長
2011年 5 月 同行岡崎支店長
2014年 4 月 同行リテール業務部保険業務戦略室長
2015年 5 月 同行プライベートバンキング部長
2017年 5 月 同行名古屋営業部長兼名古屋中央支店長
2019年 1 月 同行退職
2019年 2 月 当行入行個人営業部部长
2019年 6 月 当行取締役執行役員個人営業部長
現在に至る

■取締役候補者とした理由

株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）を経て、2019年より当行取締役執行役員個人営業部長を務めております。リテール部門での豊富な業務経験を基に営業企画から推進・管理まで着実に遂行してきた実績から、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる確かな判断力と能力を有し、取締役としてその役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

9

しば
柴た
田ゆう
雄き
己

1950年1月11日生 / 所有する当行の株式数

0株



■略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1973年 4 月 名古屋鉄道株式会社入社
 2000年 6 月 同社東京支社長
 2004年 6 月 同社取締役関連事業部部長
 2005年 7 月 同社取締役鉄道事業本部副本部長兼企画管理部長
 2006年 7 月 同社取締役経営企画部長
 2007年 6 月 同社常務取締役
 2009年 6 月 同社専務取締役
 2010年 6 月 同社専務取締役鉄道事業本部長
 2011年 6 月 同社代表取締役副社長
 2012年 6 月 名鉄運輸株式会社代表取締役副社長
 2013年 6 月 同社代表取締役社長
 2016年 6 月 同社相談役
 2019年 6 月 当行取締役
 現在に至る

■社外取締役候補者とした理由

2019年当行社外取締役就任。名古屋鉄道株式会社代表取締役副社長、名鉄運輸株式会社代表取締役社長等の要職を歴任された豊富な経験と高い見識に基づき、実践的な視点から取締役会の議案、審議についての的確な助言、提言を活発に行っていたいております。独立社外取締役として、実効性の高い経営監督機能を発揮してきた実績から、その役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、社外取締役候補者となりました。

候補者番号

10

なか
中まつ
松けん
健いち
一

1961年6月12日生 / 所有する当行の株式数

0株



※

■略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1985年 4 月 株式会社東海銀行入行
 2005年 7 月 株式会社UFJ銀行常滑法人営業部法人部長
 2006年 1 月 株式会社三菱東京UFJ銀行常滑支社長
 2008年 6 月 同行法人業務部（名古屋）上席調査役
 2008年 9 月 同行法人業務部（名古屋）副部長
 2010年 2 月 同行刈谷支社長
 2012年 6 月 同行執行役員名古屋営業本部名古屋営業第二部長
 2014年 6 月 同行常勤監査役
 2016年 6 月 同行取締役常勤監査等委員
 2017年 6 月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社常務執行役員
 2017年 6 月 株式会社名古屋証券取引所監査役（現任）
 2020年 3 月 株式会社伊藤建築設計事務所監査役（現任）
 現在に至る
 （重要な兼職の状況）
 株式会社名古屋証券取引所監査役
 株式会社伊藤建築設計事務所監査役

■社外取締役候補者とした理由

株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）取締役常勤監査等委員、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社常務執行役員等を歴任され、金融部門全般における豊富な経験と高い見識を有されております。独立社外取締役として、実効性の高い経営監督機能発揮に向け、その役割と責任を果たすための資質を備えていると判断し、社外取締役候補者となりました。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- (注) 1. ※の候補者は新任候補者であります。
2. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 柴田雄己、中松健一の両氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 当行は、柴田雄己氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。なお同氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
 5. 当行は、社外取締役候補者柴田雄己氏との間で、定款の定めに基づく社外取締役が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項が定める額を限度として、その責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。同氏が取締役に再任され就任した場合には、当行と同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
 6. 当行は中松健一氏が取締役に選任され就任した場合には、同氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
 7. 当行は中松健一氏が取締役に選任され就任した場合には同氏との間で、定款の定めに基づく社外取締役が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項が定める額を限度として、その責任を負う旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役村田浩子氏は任期満了、また、監査役茶村俊一氏は辞任されますので、改めて監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

くり
栗

もと
本

よし
幸

こ
子

1948年5月13日生 / 所有する当行の株式数

0株



■略歴、当行における地位（重要な兼職の状況）

1971年 4 月 愛知県庁入庁
2004年 4 月 監査委員事務局長
2007年 4 月 愛知芸術文化センター長
2009年 4 月 公益財団法人あいち男女共同参画財団理事長
2011年 4 月 公益財団法人愛知県国際交流協会評議員（現任）
2012年 4 月 社会福祉法人愛知県厚生事業団理事（現任）
2016年 4 月 愛知県行政不服審査会委員（現任）
現在に至る
（重要な兼職の状況）
公益財団法人愛知県国際交流協会評議員（現任）
社会福祉法人愛知県厚生事業団理事（現任）
愛知県行政不服審査会委員（現任）

■社外監査役候補者とした理由

栗本幸子氏は、過去に直接企業経営に関与した経験はありませんが、長く愛知県行政の中核に携わってこられた豊富な経験に基づく幅広い見地から、当行取締役の業務執行等の適法性について客観的・中立的な監査を適切に行っていただけるものと判断し、社外監査役候補者となりました。

- （注）1. 監査役候補者は新任候補者であります。
2. 監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
3. 栗本幸子氏は、社外監査役候補者であります。なお、同氏の選任が承認された場合、当行は同氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めにに基づく独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
4. 栗本幸子氏が社外監査役として選任された場合、当行は、定款の定めにに基づき同氏と社外監査役が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項が定める額を限度として、その責任を負う旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

たか はし ひろ こ
高 橋 裕 子

(現姓 檀 上)

1985年7月30日生 / 所有する当行の株式数 0株



■略歴、当行における地位（重要な兼職の状況）

2016年12月 三重弁護士会登録
楠井法律事務所勤務
2017年4月 株式会社三重銀行出向
2019年8月 愛知県弁護士会登録
春馬・野口法律事務所勤務（現任）
現在に至る

■補欠の社外監査役候補者とした理由

高橋裕子氏は、過去に直接企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門的な見地から、当行取締役の業務執行等の適法性について客観的・中立的な監査を適切に行っていただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者としてしました。

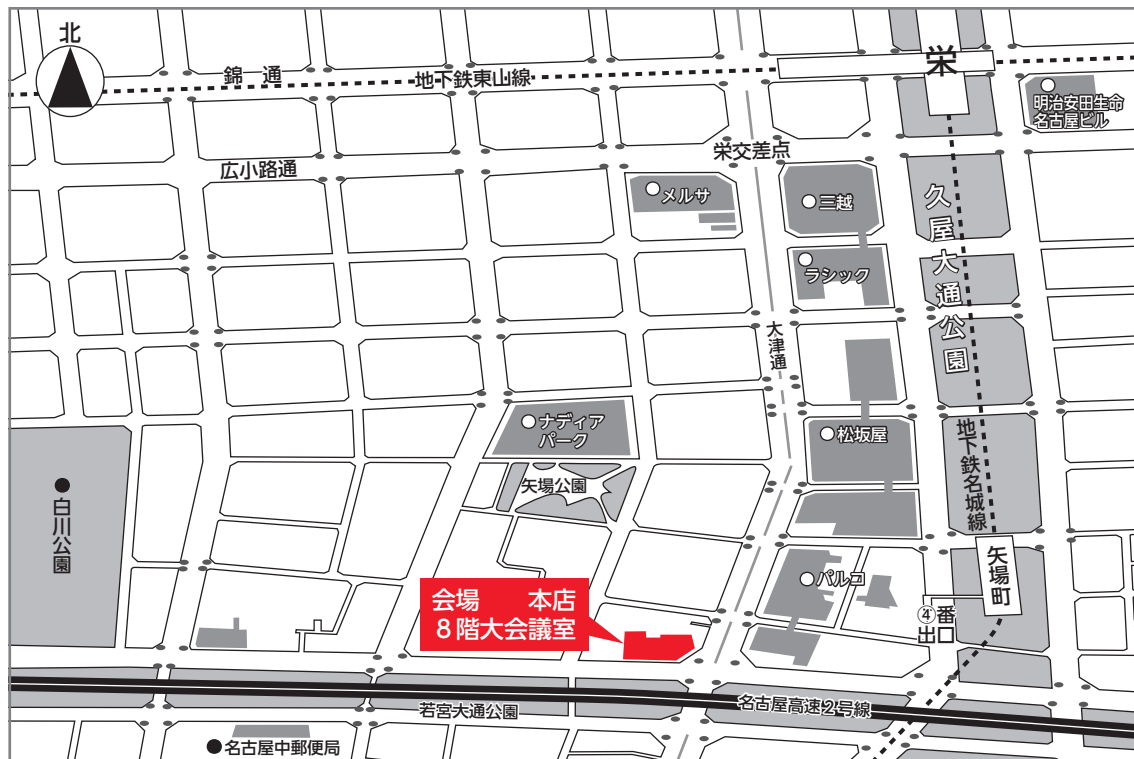
- (注) 1. 補欠監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高橋裕子氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当行は高橋裕子氏が監査役に就任した場合には、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。
4. 当行は、高橋裕子氏が監査役に就任した場合には、定款の定めに基づき同氏と社外監査役が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項が定める額を限度として、その責任を負う旨の責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図



会 場 名古屋市中区栄三丁目33番13号
 当行本店 8階大会議室
 電 話 052-262-6111 (大代表)
 もよりの駅 地下鉄名城線 矢場町駅下車 4番出口 徒歩約5分

<ご来場自粛のお願い>

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットによって議決権を行使していただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますよう、お願い申し上げます。(行使方法につきましては、招集ご通知5頁および6頁をご参照ください。)なお、当日、株主総会会場においては、感染拡大防止のため座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

昨年より、株主総会へご出席くださる株主さまとご出席がむずかしい株主さまの公平性を勘案し、株主総会ご出席の株主さまへのお土産の配布を取り止めていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

